安全で快適な交通社会の実現に向けて

交通事故事件捜査

交通違反の指導取締りと交通事故事件の捜査

信号無視や横断歩行者妨害等、重大な交通事故につながるおそれのある交通違反について、指導取締りを実施しています。

あわせて、飲酒運転やひき逃げ事件、白タク事件、交通事故を装った保険金詐欺事件など、悪質かつ危険な事案に対しても、厳正に対処しています。

また、自転車の安全利用の促進及び交通事故の減少を目的として、本年4月1日から、16歳以上の自転車運転者による一定の違反について「交通反則通告制度」が導入されたことに伴い、交通反則切符等を活用した指導取締りを強化して、自転車関与事故の抑止に努めています。

検問

二輪車交通安全キャンペーン

道路交通環境の整備

道路管理者と連携し、構造的・視覚的に分離した自転車専用通行帯等を整備しているほか、自転車の通行位置や進行方向を示す自転車ナビマーク等を設置しています。

また、区域を定めて時速30キロメートルの速度規制と物理的デバイスを組み合わせて実施する「ゾーン30プラス」の整備や、2026年9月1日から施行された「生活道路における法定速度の引下げ」により、生活道路における歩行者及び自転車の安全確保に努めています。

信号交差点における安全対策として、歩行者と車両を分離する「歩車分離式信号機」や、高齢者及び障害者の方が安全に横断できるよう配慮した「ゆとりシグナル」や「音響式信号機」を整備しています。

その他、短時間駐車需要に応じ、道路上に時間制限駐車区間（パーキング・メーター等）を確保するなど、違法駐車の抑止にも努めています。

交通管制センターでは、都内及び近隣県の道路交通に関する情報の収集や提供のほか、交通渋滞解消のための信号調整などを行い、交通の安全と円滑化を図っています。

歩車分離式信号機

キャッシュレス決済対応のパーキング・チケット発給設備

自転車ナビマーク

交通管制センター